

1 保健体育における安全指導

学習指導要領では、保健体育の目標は、「心と体を一体としてとらえ、運動や健康・安全についての理解と運動の合理的な実践を通して、運動に親しむ資質や能力を育てるとともに、健康の保持増進と体力の向上を図り、明るく豊かな生活を営む態度を育てる。」とされている。

この目標を達成するためには、「生涯にわたって計画的に運動に親しむ資質や能力の育成」、「健康の保持増進のための実践力の育成」と「体力の向上」の3つの柱を相互に関連させて指導していくことが重要となる。また、安全指導については、これらの3つの柱の基盤となる「健康・安全や運動についての理解」と「運動の合理的実践」を通して培われるものとされていることから、小学校の体育から系統的・計画的に行うことが大切である。

- (1) 学校全体が安全指導の意義や目的を十分認識し、その実践にあたる。
- (2) 事故防止のための安全管理、安全指導の内容や方法について研修する。
- (3) 安全指導が総合的・組織的・有機的に実施できるようにする。
- (4) 事故防止を強調するあまり、児童・生徒の学習活動が消極的にならないようにする。
- (5) 万一の事故に備えて、校内の救急体制並びに関係機関や家庭との連絡体制を認しておく。
- (6) 緊急時にあつては、迅速に応急手当や救命手当が行えるよう訓練しておく。

2 基本的な留意事項

- (1) 学習指導要領に示されている目標や内容を踏まえ、指導計画の中で「安全」に関する配慮事項を明確にする。
- (2) 学校全体の健康や体力に関する指導の全体計画（特別活動や部活動など）と関連を適切に図る。
- (3) 指導計画が前例踏襲とならぬよう、学校の規模や生徒の実態に応じて、常に見直しを図り、実態に応じた指導計画に改善する。
- (4) 生徒の発育・発達の特性とそれぞれの運動の特性をよく理解し、発育・発達段階に応じた指導計画を作成する。
- (5) 個々の生徒の学習能力や学習経験と学校の体育施設や用具の条件、気候や季節、あるいは、他の健康・安全・体育的行事と集中力に溢れた授業となるような授業研究と教材開発に努める。
- (6) 生徒の活発な活動を保障できる学習の場を設定する。
- (7) 気象状況に留意し、運動量や質が適切になるよう配慮する。
- (8) 学習者の人員の把握をその都度適切に行い、活動範囲について配慮する。
- (9) 授業のはじめには、必ず体ほぐし運動や準備運動等を十分に行い、心と体とその運動に適合するよう指導するとともに、授業の終わりには、整理運動等を行い、身体のコンディションを整えるようにする。
- (10) 生徒にも運動の特性が理解できるように指導するとともに、事前に学習内容を周知し、学習の進め方について見通しを持たせる。
- (11) 示範や試技、測定、解説などを行う場合は、指示が徹底できるような適切な隊形を工夫する。
- (12) 組み合わせ単元や選択制の多種目展開、種目のローテーション等による指導の合には、危険度の高い種目や技能が不十分な学習者の指導、安全の配慮に欠け学習者の指導

に細心の注意を払う。

- (13) 新しい教材や危険を伴う教材を扱う場合には、事前に教材研究や指導法などについて十分検討を行い、安全を最大限に尊重して指導する。また、学習者にもその教材の特性を理解させる。
- (14) 服装については、運動技能の習得や事故防止の観点から、相応しい服装とするよう指導するとともに、運動に相応しい服装や着こなしを絶えず意識させる。
- (15) 授業の終了時には、学習のまとめを含んで、各自の健康状態についても自己観察・相互観察させるとともに、身体の清潔や日ごろの健康管理にも注意させる。

3 健康管理

- (1) 健康診断等で異常があった者については、学校医や養護教諭・学級担任・保護者と絶えず連絡をとり、医師の指示のもと無理のない活動範囲で参加させる。
- (2) 活動は、指導計画にそって行うことはもちろんだが、生徒の体調や心理状態、天候等により、内容を変更するなど柔軟な対応をする。
- (3) 健康管理については、定期健康診断はもとより、日常の観察等を十分に行い、生徒の健康状態を常に把握しておく。また、必要に応じて、医師の診断を受けさせる。
- (4) 生徒の自己管理を徹底し、体調不良の場合は、必ず申し出るよう日ごろから指導する。
- (5) けがや既往症のある者に対しては、医師等との連携を図り、健康相談を密にして、当該の生徒が不安なく活動に参加できるようにするとともに、体調の変化を速やかに伝えられるよう指導する。
- (6) 活動の内容にあった服装になっているか自分自身でまた相互に確認しあうよう指導する。(靴の履き方、爪、ポケットの内容物、装身具等)
- (7) 活動に参加できない生徒についても、健康観察を怠らず、また、見学場所や見学態度等にも適切な指導をする。
- (8) 授業の終了時には、生徒個々が健康状態の確認をするとともに、お互いの健康状態についても関心を向け合うよう指導する。
- (9) 運動後の身体の清潔や使用した用具や施設の片づけ等を通して、健康や安全に対する意識を高められるよう指導する。
- (10) 活動内容に応じた準備運動や整理運動を行い、自ら身体のコンディションを整えられるよう指導する。

4 施設・設備・用具

事故の発生は、施設・用具等の扱い方の誤りやこれらの施設・用具の構造上の欠陥・整備不良等による場合があるので、施設や用具の管理者などを明確にし、常に点検と整備に心がける。

- (1) グラウンドや体育館等の施設については、設備・用具の点検項目を作成し、定期的な点検と修理に努めるとともに、生徒にも設備・用具の安全点検を習慣づける。
- (2) 体育関係の施設・用具は多岐にわたるが、それらの正しい使用方法については、事前に熟知するとともに、正しい取り扱い方について指導する。
- (3) 同一施設内で2学級(集団)異常の授業が同時に行われるときは、施設の使区分や時間帯、活動内容、使用する用具等を事前に調整しておく。
- (4) 授業において使用する用具は、学習に適した安全なものを選定する。また、学習が安全で効率的に行えるよう、その管理や配置についても指導する。